

平成 29 年度 第 1 回那須烏山市総合教育会議次第

日時：平成 30 年 1 月 19 日（金）

14：30～

場所：烏山庁舎 第 4 会議室

1. 開 会
2. あいさつ
3. 自己紹介
4. 議 事
 - 1) 那須烏山市教育大綱（案）について
 - 2) 意見交換
 - 3) その他
5. その他
6. 閉 会

那須烏山市総合教育会議委員名簿

委員

団 体 名	役職名	氏 名
那須烏山市	市 長	川 俣 純 子
那須烏山市教育委員会	教育長	田 代 和 義
那須烏山市教育委員会	教育長職務代理	岡 崎 孝 雄
那須烏山市教育委員会	委 員	澤 村 豊 純
那須烏山市教育委員会	委 員	阿久津 昌 子
那須烏山市教育委員会	委 員	網 野 甚 一

事務局

担 当 課	役職名	氏 名
総合政策課	課 長	両 方 裕
総 務 課	課 長	福 田 守
こども課	課 長	神 野 久 志
学校教育課	課 長	岩 附 利 克
生涯学習課	課 長	柳 田 啓 之
文化振興課	課 長	糸 井 美智子

書 記

担 当 課	役職名	氏 名
学校教育課	主 幹	大 谷 啓 夫

那 須 烏 山 市 教 育 大 綱 (案)
(那須烏山市教育振興ビジョン (Ⅱ期計画))

夢をもち、夢の実現に向けて歩む力をはぐくむまちづくり
—未来の担い手となる人づくりを目指して—

平成 3 0 年 1 月

那 須 烏 山 市

I 那須烏山市教育大綱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、本市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な推進を図ることを目的とした教育大綱を策定することとなっており、平成28年2月に開催した総合教育会議において、本市における教育に関する総合的な計画として策定された那須烏山市教育振興ビジョン（Ⅱ期計画）が教育大綱として位置付けられました。

これらを踏まえ、引き続き那須烏山市教育振興ビジョン（Ⅱ期計画）を教育大綱として位置付けることとします。

【那須烏山市総合計画・基本構想（教育分野抜粋）】

～総合計画（基本構想H20～29年度10年間）～

○基本目標

人と文化を育むふれあいのまちづくり

○基本構想

- ①学校教育の充実 ②生涯学習の充実 ③文化の振興 ④スポーツの振興 ④
国際交流の推進

【那須烏山市市教育振興ビジョン（Ⅱ期計画）の体系】

～教育振興ビジョン（Ⅱ期計画）（H28～32年度5年間）～

○基本理念

夢をもち、夢の実現に向けて歩む力をはぐくむまちづくり
—未来の担い手となる人づくりを目指して—

○基本目標

学ぶことの意義を理解し意欲をもって幅広い知識と教養を身に付け、豊かな心やたくましくしなやかに生きるための健康、体力を身に付けた子どもの育成

自己の人格を磨き、豊かな人生を送るため、文化的教養を高め、スポーツに親しみ、健康な市民の育成を目指す生涯学習社会の形成

○基本施策

- (1) 生きる力をはぐくむ教育の充実
(2) 生きがいと潤いに満ちた生涯学習社会の実現
(3) 誇れる歴史、芸術・文化の創造
(4) 生涯スポーツのまちづくり

Ⅱ 那須烏山市教育振興ビジョン（Ⅱ期計画）（概要）

1 基本理念

教育は、「人格の完成を目指し、平和的で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」を目標として行うものであります。しかしながら、社会は今後ますます多様化、複雑化していくことが予想されます。私たちには、社会の一員として、個人として、このような時代をたくましくしなやかに生きていくことができる力がますます必要となります。

また、これまで培ってきた「至誠」「勤労」「分度」「推譲」といった二宮尊徳の報徳の教えなど本市の教育文化や伝統などを継承し、郷土を愛しまちづくりの担い手となる子どもたちの健やかな成長を図ることが大切です。本市教育委員会は、このような子どもたちの健やかな成長を見守り、支え、応援していく地域社会、心豊かな人生を送るための生涯学習社会の実現を目指し、積極的に教育行政を推進していくため、本教育振興ビジョンにおいて基本理念を「夢をもち、夢の実現に向けて歩む力をはぐくむまちづくり ～未来の担い手となる人づくりを目指して～」と設定し、その達成に努めます。

2 基本目標

- 学ぶことの意義を理解し意欲をもって幅広い知識と教養を身に付け、豊かな心やたくましくしなやかに生きるための健康、体力を身に付けた子どもの育成
- 自己の人格を磨き、豊かな人生を送るため、文化的教養を高め、スポーツに親しみ、健康な市民の育成を目指す生涯学習社会の形成

3 基本方針

那須烏山市では、総合計画に基づき、「みんなの知恵と協働による“ひかり輝く”まちづくり」を基本理念として、新しいまちづくりを推進しています。教育委員会としても「夢をもち、夢の実現に向けて歩む力をはぐくむまちづくり ～未来の担い手となる人づくりを目指して～」の実現を図るために、自らの夢を叶えるための幅広い知識と教養や豊かな心、健やかな体を身に付けた子どもたちをはぐくむとともに、小さくてもキラリと光る、豊かなまちづくりの基盤となる生涯学習社会の実現を目指します。

4 基本施策

(1) 生きる力をはぐくむ教育の充実

① 幼児教育の充実

多様化する幼児教育・保育ニーズに対して、適切かつ柔軟に対応するために、幼児教育・保育の質を向上させるとともに子育て支援の充実を図ります。

② 学校教育の充実

教育の諸条件を整備し学校教育の充実を図ってきました。今後も家庭や地域、関係機関との一層の連携を図りながら学校教育が抱える課題解決に努めるとともに、確かな学力や豊かな心、健やかな体等の「生きる力」の調和のとれた育成を目指し、高い資質能力を備えた教師が自信をもって指導に当たり、一人一人の子どもたちが将来への夢をもち、いきいきと活動する学校、保護者や地域に信頼される学校づくりを目指します。

(2) 生きがいと潤いに満ちた生涯学習社会の実現

① 生涯学習の充実と環境整備

生涯学習の場を一層充実させるとともに、生涯学習の成果を活かして「自立と協働」を理念とし、地域自治の推進をはじめ地域社会の活性化を図ります。

② 地域における子どもたちや青少年の教育及び健全育成

社会全体で子どもたちや青少年を支え、育てる仕組みや体制を充実させ、家庭、学校、地域、関係機関などが連携することにより子どもたちや青少年を健やかにはぐくみます。

(3) 誇れる歴史、芸術文化の創造

① 芸術・文化の振興

まちが元気になり、知的で魅力あるまちを創造していくため、地域の芸術・文化活動の活性化を推進します。

② 歴史的資源及び自然史的資源の継承と活用

近年の社会情勢やライフスタイルなどの変化の中で、歴史的資源や自然史的資源の継承に新たな課題も発生し、実効性のある保存・活用などの充実に努めます。

(4) 生涯スポーツのまちづくり

① 生涯スポーツのまちづくり

生涯スポーツの推進、体育関係団体との連携と競技スポーツ水準の向上、スポーツ施設の整備と効果的活用を図り、明るく豊かで活力のある生涯スポーツ社会の実現を目指します。

那須烏山市総合教育会議運営要綱

平成27年 8 月 27 日

要綱学第 2 号

(趣旨)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31 年法律第162 号）第 1 条の 4 第 1 項に基づき設置する総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第 2 条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第 3 条 会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議において、構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第 4 条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 5 条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第 6 条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定の場合にあっては、公表しないことができる。

(事務局)

第 7 条 会議の事務局を教育委員会事務局学校教育課に置く。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 8 月 27 日から施行する。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

- 第一条の三** 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
 - 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

- 第一条の四** 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。
- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
 - 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
 - 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
 - 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
 - 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
 - 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
 - 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
 - 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

1 前年度までの事業効果

(1) 学校統合の推進

平成24年度に市全体の学校再編計画に係る答申が出され、平成28年4月に江川小学校の移転により計画が完了した。

(2) サタデースクールの実施

会場を一箇所にまとめた実施方法に改善し10年目が経過し、参加者のサティースクールの満足度や児童・生徒の指導管理及び大学講師の調整等では大きな成果をあげている。また、平成24年度から中学生、平成26年度から小学生について、それぞれ参加者の希望による習熟度別学級編成とする改善を行い、また、やる気のある児童生徒の参加を学校に依頼したところ、昨年より参加者は若干減少している。

(3) 非常勤講師の配置

近年、社会環境や家庭環境の変化が叫ばれているが、それらの影響が情緒不安定や問題行動を抱えた児童・生徒が増加しており、更に、保育園・幼稚園からの環境の変化への対応支援が必要な状況となっている。このような状況のもと、非常勤講師と生活支援員を配置して、スムーズな学級経営の支援が行え、学校現場からも感謝の声があがっている。

(4) 英語コミュニケーション推進事業

英語コミュニケーション推進事業として10年目を迎え、ALT派遣業者の選定にも注意を払うことにより、学校現場からの苦情も少なくなり、現在は、学校、市教委、委託業者と連携をして英語コミュニケーション科授業が展開できるようになって来た。

(5) 学校ICTの推進

学校教育ネットワークの機器(センターサーバ、学校サーバ等)の維持管理を行った。電子黒板の導入により、デジタル教科書の利用が増加し、学校、教職員協議会等から増設の強い要望が出されている。

2 本年度の重点事業及び内容

(1) 学校施設整備等の推進

江川小学校では放送機器について、老朽化による更新工事を行うほか、烏山小学校においては、トイレの洋式化に係る改修工事を行う。また、各学校の修繕等を行う。

(2) サタデースクールの実施

全市内の児童・生徒の自主的な学習意欲の醸成と他地区に誇れる教育施策として、引続き本事業を実施する。なお、講師の事前指導等の拡充を図り事業の充実に努めている。平成30年度は29年度同様の実施するが、平成31年度以降の事業の実施方法等について検討する。

(3) 非常勤講師等の配置

- ・ 保育園及び幼稚園からのステップアップ時の大切な時期に、1年生の学級に非常勤講師を配置し、学級経営の支援を行う。
- ・ 情緒不安定や身体に障害をもった児童の入学が増加しており、その児童の生活を支援するため生活支援員を配置する。
- ・ 通級指導教室の開設に伴い非常勤講師を配置する。

(4) 英語コミュニケーション推進事業

事業実施から10年目を迎え順調に推移しているが、より良い事業の展開を推進するためALTを各学校1名配置すると共に優秀な人材確保に努める。なお、平成31年度からの新たな契約に向けて、契約手法等について十分検討を行う。

(5) 高等学校教育振興事業

鳥山高等学校の生徒数を維持し、学校の存続を図るための事業を行う。

(6) スーパーティーチャー育成事業

児童生徒の学力向上のため、各学校において学習指導、学力向上担当として取り組んでいるリーダー的立場の教員を学力が優れている先進地に派遣、研修させ、本市教員全体の指導力向上を図る(平成28年度から平成30年度の3年間の事業として実施予定)。

(7) 教育情報ネットワーク事業

教職員の校務事務負担軽減のため、平成28年度に試行的に鳥山小学校において導入した校務システム(ソフト)について、市内全小中学校(7校)に導入する。導入する時期については、学校と調整のうえ適期に導入する。

3 縮小・統合・廃止等をした事業、事業費及び内容

(1) 中学生広島平和記念式典派遣事業を総務課から学校教育課に移管する。

4 新規事業の内容

(1) 教育運営委員会

中央教育審議会からコミュニティスクールに係る提言がなされ、国からは将来的にすべての学校でコミュニティ・スクール化することが求められている。本県においても、小山市、那須塩原市において導入されており、本市においても導入を検討していくため、導入時に設置されることとなる「学校運営協議会」について、調査研究するために市教育運営委員会を設置する。

5 合併に係る経費の内容

6 予算編成に対する意見

(1) 長期使用に伴う経年劣化等による江川小学校の放送機器の更新工事、鳥山小学校のトイレ改修工事等整備が必要となるため配慮願いたい。また、各学校の施設が老朽化してきたため、修繕料等に配慮を願いたい。

(2) 近年、情緒不安定や問題行動を抱えた児童・生徒が増加しており、スムーズな学級経営の支援が行えるよう非常勤講師と生活支援員を配置できるよう配慮願いたい。

1 前年度までの事業効果

【生涯学習グループ】

- 生涯学習事業は、子どもや青少年、女性、一般の育成事業のほか、コミュニティ活動、地域環境美化、国際交流、結婚推進など幅広い活動を展開するとともに、各種広報媒体を活用しながら「おたのしみプラン」を全戸配布することで、市民への情報提供に努めた。
- 青少年の健全育成を図るため、県と連携した立入調査を実施し、地域の連帯感の醸成を促すための地域ふれあい活動事業、花と緑あふれる地域づくりを進める花づくり推進事業など、住みよい地域環境の整備を進めた。

●放課後の子どもたちの居場所づくりと地域の教育力向上を目指して、国県の補助による「放課後こども教室」を対象を広げて実施した。

●英語ビレッジ構想の取り組みの一つとして、グローバル人材育成事業による市民を対象とした英会話教室「なすから英語塾」を実施した。

●その他、子ども会育成会、リーダーズクラブ、女性団体連絡協議会など社会教育団体の育成・支援に努めたほか、国際交流協会等の事務局として各種事業を展開した。

【図書館】

●引き続き、図書館サービスの維持・向上のため、指定管理者者の指導に努めるとともに、翌年度以降の指定管理者について選定を行った。

●図書館事業では、平成25年度を初年度とする「子ども読書活動推進計画第2期計画」に基づき、「学校団体貸出」や「おはなし会」「おたのしみ会」「小学校訪問おはなし会」を実施するなど、各種読書推進事業を展開したほか、「図書館まつり」など自主事業を開催し、親しまれる図書館づくりに努めた。

●4か月検診時の親子に対して、絵本を贈り読み聞かせを行なうブックスタースタート事業を実施した。

●那珂川町とさくら市との相互の住民に対する図書館資料の相互貸借を開始した。

【公民館グループ】

●公民館事業は、烏山南公民館、烏山公民館、七合公民館、境公民館、南那須公民館において各種学級・講座を開設し、また、生涯学習事業や各種サークルの活動拠点である、各公民館の適切な維持管理に努めた。

【スポーツ振興グループ】

●関連団体(市体育協会や市スポーツ少年団)及び関連組織(スポーツ推進委員)等の会議を定期的開催し、スポーツイベントのスムーズな開催に努めた。

●スポーツ振興事業として、市体育協会等と連携しスポーツ教室を始め各種事業の開催に努めた。市の3大スポーツ事業である「運動会」「マラソン大会」「駅伝競走大会」「駅伝競走大会」を開催し市民協働による事業を執行してきた。その他の事業として「水中運動教室」やスポーツ推進委員主催の「市民ハイキング」を例年どおり開催し好評を得ることが出来た。

●施設の維持管理については、利用者が快適且つ安全に使用することができる様施設の環境整備や維持補修に努めた。

●施設の予約については、予約システムの利用が市民に普及され利用向上が図れた。南那須庁舎の日直業務が廃止されたことに伴い、休日の鍵の貸出は高山庁舎1箇所の対応となったが、施設利用者に対し適切な案内を行ったことで大きな問題が生じることは無かった。

●那須烏山市武道館の利用については、スポーツ少年団の活動や市内県内レベルの大会や交流会等でほぼ毎日利用している。また、外構整備については、JRとの協議が難航しており計画通り執行できていない状況にある。

●団体開催に向けては、定期的な県会議への出席や先催県への視察を実施し必要な施設整備や運営方法を学んだ。アチエリ一競技としては、高校生の県予選大会や関東大会を開催することができた。

2 本年度の重点事業及び内容

【生涯学習グループ】

●「生涯学習推進計画第3期計画」を策定し、市民の学習意欲を高めるために、生涯学習の機会と環境を整備するとともに、各種指導者や社会教育団体の育成を図りながら、市民の生涯学習活動の充実に努める。

●放課後こども教室については、前年度と同様に年間を通じた教室を開催する。

【図書館】

●「子ども読書推進計画(第三期)」を策定し、子どもの読書活動を推進する。

●図書館の適正な管理・運営、事業の実施とともに、蔵書等の図書館資料や情報の提供、図書館事業など直接サービスのほか、資料・情報収集の充実、市民の調査・研究活動の支援等について指定管理者の指導に努める。

●指定管理者との協定によりサービスの向上を図るとともに、図書館の統廃合について烏山図書館の一部機能の存続を含めた検討を進める。

【公民館グループ】

●新たな職員体制のもと、身近な生涯学習の場となる公民館活動を推進し、市民に親しまれる公民館を目指して効果的な運営に努めながら、烏山地区4公民館の集約化を進める。

【スポーツ振興グループ】

●新武道館の速やかな供用開始と整備完了に努める。

●市3大スポーツ事業の実施に努める。(特に市民運動会の一歩化を図る。)

●市体育協会と連携したスポーツ教室等の実施に努める。

3 本年度の重点事業及び内容(続き)

【スポーツ振興グループ】

- 老朽化に伴う危険建物として、荒川体育館及び烏山体育館の代替施設・解体計画を作成する。
- 旧南那須武道館解体後の跡地利用を検討する。(荒川体育館の代替フットサル場など)

4 縮小・統合・廃止等をした事業、事業費及び内容

【生涯学習グループ】

特になし

(図書館)

特になし

【公民館グループ】

なし

【スポーツ振興グループ】

なし

5 新規事業の内容

【生涯学習グループ】

特になし。

(図書館)

なし

(公民館)

なし

【スポーツ振興グループ】

なし

6 予算編成に対する意見

【生涯学習グループ】

烏山図書館が老朽化しており、施設の維持管理費用が高む状態である。

【公民館グループ】

各公民館の築年数がかなりしており、特に七合・境公民館が老朽化している。施設の集約化や改修を順次進めていきたい。

【スポーツ振興グループ】

● 施設整備機械が老朽化しており施設整備に苦慮している。計画的な更新を図っていきたい。

● マラソン大会の開催にあたっては、従来通り補助金+参加料収入で事業費とする。なお、参加者から希望のあった、参加料を値上げして温泉入浴券を無料とすることを実行委員会でも検討する。

平成30年度 当初予算各課要求方針

課名 文化振興課

1. 前年度までの事業効果

【文化振興担当】

●「烏山の山あげ行事」のユネスコ無形文化遺産登録に伴い、烏山山あげ保存会や鹿沼市などと連携したprイベントや周知活動に努めることができた。移動音楽鑑賞教室や市文化祭を開催し、市民の文化発表の場や鑑賞の機会を提供することができた。

【文化財担当】

●文化財保護審議会、烏山城跡確認調査、埋蔵文化財確認調査等の調査による市内文化財の基礎資料収集、無形民俗文化財団体への活動補助による伝承活動の推進、遺跡維持管理事業による見学者の文化財活用促進活動を行い、文化財の調査、保護、活用が図られた。

【ジオパーク推進室】

●日本ジオパークネットワーク正会員登録へ向けて申請をしたが残念ながら登録はならなかった。しかし、新聞報道等により活動が市民に少しでも理解されたことは大きい。

2. 本年度の重点事業及び内容

【文化振興担当】

●「烏山の山あげ行事」がユネスコ無形文化遺産に登録されて2年目を迎えることから、更なる周知化と保存策を進める。市内の小中学生に優れた芸術鑑賞の機会を提供するため、移動音楽鑑賞教室や南那須地区音楽祭の実施に努める。

【文化財担当】

●文化財保護審議会、烏山城跡確認調査、長者ヶ平官衙遺跡調査報告書作成。

【ジオパーク推進室】

●申請時に指摘された「ガイドの養成」に重点を置き活動を広めていく

3. 縮小・統合・廃止等をした事業、事業費及び内容

【文化振興担当】

●ユネスコ登録記念山あげ俳句大会助成事業（交付金）

【文化財担当】

●なし

【ジオパーク推進室】

●なし

4. 新規事業の内容

【文化振興担当】

●南那須地区音楽祭（隔年開催）の実施。

【文化財担当】

●烏山城築城600年記念事業、烏山城跡管理（草刈）、指定文化財修理費補助金、長者ヶ平官衙遺跡調査報告書作成。

【ジオパーク推進室】

●ジオパーク構想の啓発を強化するため、かつ、商品開発のきっかけとなるよう缶バッチの機械を購入。

5 予算編成に対する意見

【文化振興担当】

●なし

【文化財担当】

●なし

【ジオパーク推進室】

●なし